

第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和4年11月21日（月）15：30～16：00

2. 場 所 福岡県有明海水産会館「大会議室」（福岡県柳川市三橋町高畑271）

3. 出席者 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 委員 11名

4. 臨席者

水産庁九州漁業調整事務所	4名
佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局	3名
佐賀県農林水産部水産課	1名
福岡県有明海区漁業調整委員会事務局	3名
福岡県農林水産部水産局漁業管理課	2名
佐賀県有明海漁業協同組合	2名
福岡有明海漁業協同組合連合会	1名

5. 議題及び議決内容

(1) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）
（説明）

九州漁業調整事務所から資料に基づき説明。

（主な質問や意見）

特になし。

(2) 漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について（報告）
（説明）

九州漁業調整事務所から資料に基づき説明。

（主な質問や意見）

特になし。

(3) 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）について（協議）
（説明）

九州漁業調整事務所から資料に基づき説明。

（主な質問や意見）

特になし。

（審議結果）

基本方針（案）は原案どおり承認された。

(4) 農林水産大臣管轄漁場における共同漁業権漁場の区域の各点の緯度経度表記について（説明）
（説明）

九州漁業調整事務所から資料に基づき説明。

（主な質問や意見）

特になし。

(5) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）

(説明)

佐賀県有明海区漁業調整委員会において、「3条は廃止、5条は見直してはどうか。」、「3条が現状維持の場合は中島川みおすじの場所を確定すべきでは。」という意見が出たことを佐賀県事務局が報告。

福岡県有明海区漁業調整委員会において、「現行の内容の通りで協定の更新を要望する。」となったことを福岡県事務局が報告。

(主な質問や意見)

佐賀県委員から、「3条があるとなかなか事業に踏み込んでいくのが難しいことから、有明海から二枚貝が相当減ってきていることを考えると、有明海再生のためにも3条を廃止し、お互い独自に出来る方向にしたい。廃止されずとも見直し程度は協議していく必要がある。」と意見があった。

福岡県委員から、「3条と5条の件は、福岡県有明海漁連でも議論されたが、結論的には出席した理事すべてが現行のまま更新してもらいたいとなった。3条廃止、5条見直しとなると、入漁の締め出しに繋がるので、そのまま残してもらいたい。」と意見があった。

(4) その他

特になし。